

第 100 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会

議事録

(開催要領)

- 1 日 時 平成 31 年 4 月 22 日 (月) 15:00～17:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 1 階全省庁共用 123 会議室
- 3 出席者
会 長 小西 聖子 武蔵野大学人間科学部長
委 員 阿部 裕子 特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同 浦 尚子 性暴力被害者支援センター・ふくおかセンター長
同 可児 康則 名古屋第一法律事務所弁護士
同 木幡 美子 株式会社フジテレビジョンCSR推進室部長
同 種部 恭子 医療法人社団藤聖会女性女性クリニック We!TOYAMA 代表
同 納米 恵美子 全国女性会館協議会代表理事
同 原 健一 佐賀県DV総合対策センター所長
同 山田 昌弘 中央大学教授

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
(1) DV対策と虐待対策の連携強化に関する政府の取組状況について
(2) 「女性活躍加速のための重点方針 2019」に盛り込むべき事項について
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料 1 厚生労働省資料 (議事 1)
- 資料 2 内閣府資料 (議事 1)
- 資料 3 内閣府資料 (議事 2 (重点方針の策定に向けて))
- 資料 4 内閣府資料 (議事 2 (ヒアリング資料))
- 資料 5 警察庁資料 (議事 2)
- 資料 6 法務省資料 (議事 2)
- 資料 7 厚生労働省資料 (議事 2)

(議事録)

○小西会長 それでは、ただいまから、ちょうど100回目の「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

委員会改選後の初の会合となります。私は今期より会長を仰せつかりました、小西でございます。どうぞよろしく願いいたします。

また、会長は会長代理をあらかじめ指名することとされておりますので、本会の会長代理として、納米委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○小西会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

また、新たに委員に任命されたのは、性暴力被害者支援センター・ふくおかセンター長の浦委員、どうぞよろしく願いいたします。

それから、本日は御欠席なのですが、立命館大学学長特別補佐の中村委員です。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、ほかに井田委員が御欠席です。

本日の議事ですが、前半はDV対策と虐待対策の連携強化に関する政府の取組状況について、厚生労働省、内閣府からヒアリングを行います。

後半は「女性活躍加速のための重点方針2019」の策定に向けて盛り込むべき事項について、内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省からそれぞれヒアリングを行います。

重点方針関連のヒアリングは、今日を含めて2回に分けて行いますが、2回しかないと言ふべきなのですが、今日は性犯罪・性暴力への対応、若年層を対象とした性的な暴力の根絶、ストーカー対策について行いたいと思います。次回に、DV対策、セクハラ対策等について議論したいと思います。

また、片山大臣がおおむね15時50分過ぎに御到着され、御挨拶をいただくことになっております。到着時間によって議事を変更させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず事務局から、配付資料の御確認をお願いします。

○杉田暴力対策推進室長

事務局でございます。今日もどうぞよろしく願いいたします。

配付資料でございますが、今日はヒアリングということで、資料1から資料7が各省で用意していただいた資料でございます。

参考資料といたしまして、委員の改選がございましたが、名簿と運営規則を付けさせていただきます。

資料の一番下に卓上配付資料というものを2枚ほど付けさせていただきます。専門調査会の日程、参画会議における有識者議員からの御意見、この2種類を付けさせていただきます。

それから、お手元にタブレットを御用意しております。内容につきましては、紙の資料

と同じものでございます。操作方法につきましては、卓上に「タブレット端末機の操作について」という紙を用意しておりますので、御参考いただければと思います。

御不明な点がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

○小西会長 それでは、議事（１）に入ります。

御承知のとおり、野田市の児童虐待死事案を受け、DVと児童虐待との関連性について、社会で大きな注目を集めているところです。政府におきましても、DV防止法を含む改正法案の国会提出や関係閣僚会議において、対策の抜本的強化が決定されています。

そこで、DV対策と虐待対策の連携強化等に関する政府の取組状況について、厚生労働省、内閣府から御説明いただき、質疑を行いたいと思います。

まず、厚生労働省からお願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省虐待防止対策推進室の和田と申します。本日は御説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

今、会長からも触れていただきましたが、先月、3月19日に児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案を国会に提出いたしました。

あわせて、同日、児童虐待防止対策の抜本的強化ということで、法律事項以外の総合的な児童虐待防止対策のパッケージをあわせて関係閣僚会議で決定したところです。具体的な中身を今から御説明申し上げます。

まず初めに法律案でございますが、資料1－1ということで、横置きの子紙になっている1枚紙を御覧いただければと思います。

こちらの中身は、基本的には児童福祉法、児童虐待防止法の改正ですが、あわせてDV防止法の改正をさせていただいて、児童虐待防止対策とDV対策の連携強化を図っていくことが中身として盛り込まれております。

具体的に書いてある内容は、改正概要というところの大きな2番の（3）の②でございますが、真ん中より下あたりでございます。DV対策との連携強化のため、前段は、児童虐待防止法を改正いたしまして、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員の方というのは、児童虐待の早期発見ができる立場であることに鑑みまして、この早期発見に対して努力義務をかけさせていただくということ。さらに、あわせてDV防止法のほうを改正させていただいて、児童相談所というのはDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力する機関なのだとすることをDV防止法上に明記させていただいたという改正を盛り込んでおります。

こちらの事項は、平成32年4月1日施行ということで、現在、法案は国会にかかっているところでございますので、これから審議という段階でございます。

あわせて、おめぐりいただきまして、同日3月19日に関係閣僚会議を開催いたしまして、こちらは議長が官房長官、副議長として厚生労働大臣ですが、DV対策を所管されておられます片山大臣も御出席のものと会議でございました。3月19日の関係閣僚会議では、今ほど申し上げた法改正の話も含めて、それ以外の予算事項と申しますか、運用改善などもあ

わせた総合的な対策としてパッケージを組んでおります。

具体的な中身は、総じて2020年度予算に向けて具体的な検討が進められていくというものでございますが、この中でもあわせてDV対策との連携強化ということがうたわれております。

お手元にあります、このオレンジ色を基調とした紙の4ページ、大きな3番の(6)DV対応と児童虐待対応との連携強化等ということでございまして、①は先ほど御説明した法改正の中身でございまして、DV対応と児童虐待対応の連携強化ということでございますが、それ以外にも、婦人相談所・一時保護所の体制強化など、DV対策と児童虐待防止対策の連携強化として必要な事項を厚生労働省のみならず、内閣府の方にも御検討いただいて、パッケージとして組んだという中身でございます。

厚生労働省からは以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

これまでの説明に対して、御意見や御質問がございましたら、どうぞよろしくお願ひします。

納米委員、どうぞ。

○納米委員 御説明ありがとうございます。

今、御説明いただきましたDV対応と児童虐待対応との連携強化の具体的な中身はどういったことなのでしょう。

○厚生労働省 御質問ありがとうございます。

今回の法改正による具体的な中身ということと受け止めましたが、もともと児童虐待防止法には、学校とか医療機関など、児童虐待を早期に発見できる機関ないしはその職員の方に対して、児童虐待の早期発見できる立場に鑑みて早期発見に努めなければならないという規定があります。

そこは「その他関係機関」ということで、包括的に各種の機関があることは法律上、うたわれていたのですが、その中には法律上配偶者暴力相談支援センターですとか婦人相談所ははっきりと明記されていなかった。そこをきちんと法律上明記をしたことによって、そこで働く皆さんの意識を高めていただく。あるいは、社会的な認知として児童虐待防止とDV対策というのは連携強化していくべきものなのだとすることがまずはっきりと法律上明確になったということが一つあるのだと思います。それは裏返しの議論として、DV防止法のほうに児童相談所を書き込んだのも同様の趣旨でございます。

では、法律上に書かれた上で具体的に何をやっていくのかというのは、細かくは割愛してしまいましたが、資料2のほうに、先ほど概括で御説明をいたしました児童虐待防止対策の抜本的強化、関係閣僚会議決定ということで、法律事項以外の縦置き資料をお付けしております。これはDV関連部分を抜粋しているものでございますが、今何を考えているかということで行くと、ここに書いてあることが基本にはなると思います。

何分、厚生労働省としての部分とDV対策を直接所管していらっしゃる内閣府さんと協力

をして作っている部分がありますので、多種多様にございますが、まず厚生労働省の方で考えているのは、一つのケースに対してリスク評価といいますか、見るべき観点といいますか、そういったものは虐待対応の機関とDV対応の機関では若干異なってくることがあるのだらうと思いますが、それらはそれぞれの視点を統合して行って、一つの事案に対して、児童虐待だけではなくてそこに潜むDVのリスクを児童虐待機関側が把握をするのですとか、また、その逆ができていくと、より具体的な連携強化が図られていくのではないかと。そういったことを今後調査研究しながら、具体的な形として作っていきたいというのが、主に考えているところの一つでございます。

答えになっているかわかりませんが。

○小西会長 補足させていただきますが、今、法改正のお話ですね。内閣府の方でまたこの連携の具体的なところについては御説明があると思いますので、もしその後はまだ御質問がありましたら、ぜひもう一回どうぞお願いいたします。よろしいですか。

他にございますか。よろしいでしょうか。

続きまして、内閣府から御説明いただいて、それでもう一度御質問、御意見をとりさせていただきますと思います。

○杉田暴力対策推進室長 内閣府でございます。資料2を使わせていただきます。

先ほど厚生労働省さんから御説明のありました、抜本的強化についてのDV関連部分の抜粋でございます。今年1月の野田市の事案におきましては、背後にDVがあるという指摘がなされておりました。そういったところでDV対策との連携がうまくいっていたのかどうかというところも、種々御指摘いただいていたところでございます。この抜本的強化の中におきましては、そういった意味で、DV対策との連携強化というところで考え得る施策を盛り込ませていただいたところでございます。

内容についてでございますが、まず「2 児童虐待の発生予防・早期発見」ということで、啓発活動を推進するというのを盛り込ませていただいております。女性に対する暴力をなくす運動を例年11月の2週間やっているのですけれども、去年はセクハラ対策を題材に取り上げたのですが、今回はなくす運動におきまして、DVの特性であったり、あるいはDVは子供へどういう影響があるのかということを知るとともに、早期発見・早期介入に向けて通報を促すといったところに焦点を当てて啓発活動を進めていきたいと考えております。11月は児童虐待防止推進月間だということで、厚労省さんとも足並みを合わせてやっていければと思っております。

「3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応」ということで、具体的な連携強化策を書かせていただいております。2つ目のポツ、先ほど厚労省さんからも少し言及がございました調査研究というところでございますが、DV対応機関、児童虐待への対応機関、それぞれの情報を包括的にアセスメントするリスク判断の手法、それから、連携方法を含めた適切な対応のあり方について調査研究をするという内容でございます。ここで蓄積した知見をガイドラインだったり、あるいは配暴センターでいいますと相談の手引、マニュアルみた

いなものがあるのですが、そういったところに反映させていって現場の対応力を向上させていくものでございます。

2つ下、研修の話でございます。配偶者暴力相談支援センター、それから、民間シェルター、児童相談所を対象といたしまして、DVと児童虐待の特性、関連性に関する理解の促進、そういったところでの連携強化によりまして、早期発見・早期介入に向けた支援に資する取組を進めるというところでございます。配暴センターなどへの研修は従来から内閣府のほうでやっていたところでございますが、もう少し対象、ウイングを広げまして、児童相談所向けにも使えるようなものを考えていければと考えております。

1つ下、実態の把握でございます。今、片山大臣の発意で、民間シェルターに対する支援のあり方について、大臣の私的懇談会を設けて検討を進めているところでございます。そういった文脈で、民間シェルターにおけるDV被害者、それから、同伴している子供だったり、その支援の実態を把握するとともに、民間シェルターにおけるDVと虐待の特性、関連性への理解を拡大する取組を推進するところでございます。なかなか民間シェルターに対する調査研究はこれまでやったところは余りなかったところでございますが、そこに光を当てて取り組んでまいりたいというところでございます。

1 ページ目、一番下、配暴センターの対応力向上ということで、DVの被害者が、配暴センター、民間シェルター等に安心して相談できるようにすることと、被害親子に寄り添った保護が行われるように、配暴センター等の対応力の向上を進めていきたい。これも先ほど申し上げました研修だったり、各種情報提供、マニュアルの整備であったりといったものを含めて対応していくということかと思っております。

その下でございますが、DV被害者支援におきますリスクアセスメント、被害者の危険度に応じた加害者対応、それから、加害者プログラム、いわゆる加害者更生プログラムのあり方の検討、それらを実証的に研究を進めることで、実際に機関間の連携のあり方だったり、虐待の危険性の把握も含めて、そういった体制の充実を図っていこうというものでございます。

その下、性暴力のワンストップ支援センターの関係でございます。行政職員を対象といたしまして、いわゆる性虐待に関する専門的知識、子供も含めてということでございますが、あるいは関係機関との連携のあり方についての研修を強化していくとともに、ワンストップ支援センターと児童相談所とが連携して性虐待に対応した好事例の収集と共有を図っていききたいと考えております。

その下でございますが、先ほど少し申し上げましたけれども、配暴センター向けに相談員の手引、いわゆるマニュアルのようなものがあるのですが、今般の事案も踏まえまして、そういったものの改訂を考えていきたい。児童相談所も含めまして、関係機関への周知徹底を図っていききたいと考えております。

そのほか、厚労省さんの関係、婦人相談所・一時保護所の体制強化、婦人相談員の配置の促進、婦人保護施設の機能の充実を掲げているところでございます。

それから、先ほど厚労省さんからも少しお話がございましたが、3月の閣僚会議決定で片山大臣が出席をされまして、正式メンバーになったのですけれども、これまで児童虐待関連の閣僚会議のメンバーに、男女共同参画担当大臣は入っていませんでしたが、今回はDVと児童虐待との関連性ということで、正式メンバーに加えていただきまして、今申し上げたような内容を提案するとともに、あらゆる手段を尽くしてやれることは全てやるという強い決意を片山大臣からもお示しいただいたところでございます。

こういったことを踏まえまして、今年度の各種事業の企画立案、それから、来年度の概算要求に盛り込んでいきたいと考えております。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

納米委員、どうぞ。

○納米委員 度々の発言で失礼いたします。

内閣府からの御説明で、児童相談所と婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターとの情報共有、連携体制を強化するとございましたが、もう少し具体的に、どのように情報共有、連携体制を強化するのかを教えてくださいたいのです。

というのは、私は横浜市の男女共同参画センターで働いておまして、配偶者暴力相談支援センターの機能の一部を担っております。横浜市の本庁から通知が出されておまして、児童虐待を把握したときには必ず通告を行うようにということで、それはもう既にやっております。これは今回の事件以前のことで、児童虐待を把握した際には法的に通告義務があることは十分承知しています。逆に児童相談所の方でDVを把握した場合には、何も法的なベースがないと思うのです。その場合には、こういった取扱いがなされるのでしょうか。

配偶者暴力相談支援センターから児童相談所には通告をいたしますが、その逆は、今は行われていないというのが実情だと思います。その点も踏まえて、情報共有と連携体制の強化というのはどのようなことなのかをお聞かせいただければと思います。

○小西会長 まず、今の情報共有についてのみ、まとめて御意見をいただければと思います。

原委員、お願いします。

○原委員 佐賀県DV総合対策センターの原と申します。どうも御説明ありがとうございます。

疑問に思っているところは納米委員と共通していると思うのですが、私も配暴センターで仕事をしていて、児童相談所との連携がなかなか進まなかったという経験があります。

一つは、もちろん守秘義務であるとか、児童相談所なりの家族への支援のあり方ということがあろうと思うのですが、ただ、今回問題が大きく露見したものについては、DV対策との連携は欠かせないものになります。もっと具体的で、人事交流も含めた何らかの手だ

てをとっていかないと、このままでは現場での連携強化が進むというイメージが湧かないのです。今後、連携促進を具体的な取組としてそれを具現化していただきたいと思っています。

○小西会長 お願いします。

○厚生労働省 2つあったと思うのですが、一つは児童相談所がDVのリスクを把握したときにどれだけ通告をしているのかという話、それから、原委員からは、人事交流なども含めた有機的な連携をしていくべきだという御意見だと受け止めました。原委員の御意見は御意見として承って、中でも検討させていただきたいと思います。

納米委員のおっしゃっていた、どれだけ児童相談所から通告されているのかという部分ですが、私の承知している限り、DV防止法の中では虐待のように強い義務がかかっているものではないと承知しております。その上で、児童相談所の職員が、逆に児童虐待についてどこから通告を受けたのかというのは、きちんと統計として我々も業務上とっているので数字を把握しておるのですが、反対にどれだけ出しているのかというのは、少なくとも私が把握している限り、そういった数字は直ちに承知しておりませんで、この場でどれだけかは私は把握していないのですが、ひょっとして内閣府さんでそれを把握していれば、補足していただければと思います。

前提としては、いずれにしても法制度上は虐待とDVのほうで通告・通報の義務付けについて違いがあるということと承知しております。

○杉田暴力対策推進室長 児童相談所でDVを把握したときの配暴センターとの情報共有、連携の話、まさに今般の野田市の事案はそういう問題意識なのだろうと思っています。基本的に御案内のとおり、児童虐待の関係は要対協というスキームがございますので、ここにDV関係機関がどう関わりを持っていくのかは一つの大きなポイントなのだろうと思っています。

現場の実態としましては、DV関係機関が入っているケースもあれば入っていないケースもあり、まちまちだということもございますので、今回の事案も受けまして、そののところ、現場レベルできちんと要対協、あるいはDVサイドでいいますとDV対策の協議会もありますが、そういったところとの横のつながり、コーディネートする役回りをする機能を充実させていく必要があるのだろうと思っています。

具体的には、今般の法改正がなされた暁には、基本的な方針にもより具体的にそのあたりを明確化していく作業が必要になってくるのだろうと思っていますので、そういった仕組みを制度として、たまたまそこは進んでいたから共有できたというのではなくて、どの地域でも受けられるような体制として、そういったものを位置付けていかないとはいけません。

○小西会長 ありがとうございます。

今のことに関連してですか。種部委員、お願いします。

○種部委員 今の要対協のことを聞こうと思っていたのですけれども、要対協はDVの案件

から入ってくるという入口がなかったと思うのです。マストではなかったと思うのです。ケース会議の中に入れるときに、例えば現在の要対協はどちらかという虐待という視点からなので、医療機関側の委員は大体小児科の先生か精神科医だと思います。DV発見はそうではない診療科でも見ているわけで、医療機関はかなりたくさんDVを扱っているはずで、ただDVだということに気づく人もまだ少ないので、支援につながる機会を逃していることは非常にもったいないことだと思っています。

そういう意味で、虐待については通告がマストというところがあるのですが、法律上の立て付けがDVについては医療機関からの通告がマストではないと思います。本人の自己決定優先というのは確かに大切なことなのですが、そこをもう少し強化することと、ケース会議の中にもぜひ入れていただきたいと思います。要対協だけではなくて、実際の運用のケース会議の中で、ちゃんとDVを最初に見つけた人たちが入っていけるかどうかまでおろして考えていただければと思います。

○小西会長 よろしいですか。

要対協は確かに大事なのですが、ケースを共有しないことには始まらないというのも種部委員のおっしゃるとおりかと思うので、御検討いただければと思います。

では、お待たせしました。阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 面前DVのことなのですが、従来から、家庭でDVを見聞きした児童は面前DVという形で、それは子供にとって虐待であるという位置づけがなされてきたと思っています。それから、私どももシェルターで受け入れていますと、同伴児のほとんどが大なり小なりDVの影響を受けているというのが現実としてあるわけなのですが、今回の連携強化あるいは早期発見、こういった野田市の事件があったことと御説明があったわけですが、問題は、面前DVが児童虐待であるという従来の考え方をさらに発展させたものなのか、全く別枠で設定しているのか、そこがわからなかったものですから、その関連を教えてくださいたいと思います。

○厚生労働省 御質問ありがとうございます。

委員がおっしゃったように、まず、面前のみならず、その家庭内でDVが起きたことによって、お子さんが心理的にダメージがあるというものは、広く我々虐待防止対策の中では、虐待防止法の中で心理的虐待という形で位置づけております。これは今回の法改正の前後で何か大きく変わるものではないです。

なので、まさに今回の事案、野田市でもDVと虐待とのかかわりがあったということも踏まえながら、DV対策と虐待対策の連携強化を図っていくことを中身として盛り込んでいるわけですが、その連携強化は、まず一つはそのことを法律上明確にするという意義とともに、具体的に実効性ある中身は今後検討していくわけですが、そのことは心理的虐待の定義自体を何か変えるものではないですし、これまでの定義の中でさらにどのように連携をしていくのが、今後考えるべきことかなと思っています。

○阿部委員 ありがとうございます。

○小西会長 可児委員、どうぞ。

○可児委員 今の阿部委員のところ少し関連するかと思うのですが、お願いです。DVの子供への影響について、支援者レベルではある程度の理解はされてきていると思うのですが、一般社会まで広げていくと理解は進んでいないですし、私が普段関わる裁判所でも全く理解されていないところです。なので、ぜひDVの特性あるいはDVの子供への影響という部分に関し、広く周知徹底を図るような形での活動をしていただきたい。

それから、DV対応と児童虐待との連携強化のところで、配暴センター、DV被害者支援のための民間シェルター並びに児童相談所を対象として、DVと児童虐待の特性、関連性に関する理解の促進に向けた取組を進めるとあります。それも絶対にしていただきたいところではあるのですが、そこで幾ら理解が進んでいても、最終的に裁判所でそれが覆されてしまうと、またおかしなことになってしまいます。内閣府あるいは厚生労働省では難しいところもあるのかもしれないですが、何とか裁判所でのそういったDV、あるいは児童虐待への理解が広がるような形の施策を考えていただきたいと感じます。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

では、この件については、ぜひよろしく申し上げます。最高裁の方は来ていないので、今、何か意見をいただくことはできませんけれども、ありがとうございました。

ほかにございますか。

どうぞ。

○原委員 面前DVのことで、配暴センターでは、面前DVがあることを把握しながら、言ってしまうと、お母さん支援を優先してきたところがあると思います。母親を支援することが結果的にそういう虐待の状況から脱することにつながるということで、お母さん支援を優先してきたのですが、今後児童相談所との連携が具体的に進んでいくことによって、私たちが面前DVを把握したときに一緒に共同できれば、早くに通報することもためらわずにできるように現場はなってくると思いますので、そのあたりはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○小西会長 ありがとうございました。

よろしいですか。これもぜひよろしくお願ひいたします。

ほかにございますか。

それでは、厚生労働省の御担当者様はここで御退室いただくことになっております。どうもありがとうございます。

次の議題に進みます。時間がタイトで詰まっているのですけれども、大事なところですので、お願ひいたします。

「女性活躍加速のための重点方針2019」の策定に向けて盛り込むべき事項について、まず内閣府から今後の検討方針について説明いただいてから、各府省から施策の取組状況と今後の予定について御説明いただきたいと思います。

今日は性犯罪・性暴力への対策、若年層を対象とした性暴力への対応、ストーカー対策について説明をいただきます。

よろしく願いいたします。

○杉田暴力対策推進室長 内閣府でございます。

資料3を使わせていただきます。「『女性活躍加速のための重点方針』の流れ」というところでございます。

重点方針の作成につきましては、今回が5回目の作業になります。第4次男女共同参画基本計画、5年計画でございますけれども、これが2020年度末までの具体的な取組を定めたものでございます。重点方針は、単年度における重点的な取組事項をまとめたものでございます。

資料3-1の下のところを見ていただきますと、黄色く書いているところでございますが、6月の重点方針2019策定ということで、ここに向けて検討を進めているところでございます。

左の赤枠のところ、昨年度の重点方針に基づく施策の実施結果あるいは今年度の予算の状況を踏まえ検討するというところで、これが右側の黄色のところを見ていただきますと、次年度の概算要求へ反映させていく、あるいは今年度の予算の執行、法令改正、運用等により実施していくという流れになってございます。

裏面を見ていただきますと、4月8日、参画会議におきまして、片山大臣から今回の重点方針の策定方針が提示されております。後ほど御説明させていただきます。重点方針自体は、2つの調査会、左側の重点方針専門調査会で暴力以外の議論が進められております。暴力部分につきましては、女性に対する暴力に関する専門調査会において2回に分けてヒアリングをするという形になってございます。

5月下旬の参画会議で重点方針案を取りまとめまして、6月上旬にすべての女性が輝く社会づくり本部で決定をするという段取りになってございます。

資料3-3、これが片山大臣が参画会議で説明をされた資料でございます。

1ページ目、今申し上げましたが、毎年6月を目途に、参画会議の意見を踏まえ重点方針を決定し、概算要求に反映をさせることになっているところであります。

卓上資料を2枚配付させていただいておりますが、卓上資料1が参画会議におきまして有識者議員からいただいた主な意見、納米議員から意見をいただいております。

卓上資料2でございますが、暴力専門調査会の日程でございます。今日、この3分野についてのヒアリングをする。それから、次回でございますが、DV、セクハラ等についてのヒアリングをするという段取りになってございます。

それから、片山大臣の説明資料でございますが、暴力部分についてだけ触れさせていただきますと、4ページ目、安全・安心な社会の構築に取り組むということで、DV、左側でございますが、7人に1人の女性がDVを何度も経験している。右側、相談件数でございますが、最近若干減少傾向ではあります、高止まりの傾向にある。右下でございますが、

民間シェルター等の民間団体に対する財政的援助、全体で2億円程度ということになっております。

6 ページ目、今回の重点方針の策定方針と主な事項例でございます。この上の青の四角で囲っている部分が全体的な方針でございます。人生100年時代において、女性がさまざまな役割を果たしながら、多様な選択をできる社会を目指す。2つ目の星でございますが、女性が抱える問題を直視し、困難な状況の解消、安全・安心な社会の構築に真正面から取り組む。

一番下の星でございますが、少子化・人口減少下で「生産性向上・経済成長・地方創生」の切り札としてあらゆる分野における女性活躍を推進ということで、柱立ては3つございます。安全・安心、女性活躍、基盤整備ということで、暴力関係はIの安全・安心な暮らしの実現というところで、女性に対するあらゆる暴力の根絶ということで、性暴力、セクハラ、DV等の民間シェルターに対する支援、加害者更生を含むDV対策の推進、それから、児童虐待対応との連携強化が掲げられているところでございます。

5枚ほどページをおめくりいただきますと、資料3-4、女性に対する暴力の根絶につきましては、男女共同参画基本計画第7分野に位置付けられているところでございます。第7分野の柱立てが下の具体的な取組に書いてございますが、9本の柱になってございます。重点方針の施策は、こういった基本計画のいずれかに位置付けられるものとなっておりますが、この赤字の部分が重点方針2018などに新たに盛り込まれたもの、比較的新しいものでございます。

2. のDVの関係で言いますと、婦人保護事業のあり方の検討、4. 性犯罪への対策につきましては、刑法改正法3年後見直し、性暴力のワンストップ支援センター、薬物・アルコールを使用した性犯罪に関する広報啓発。5. が若年層に対する性暴力、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題、「JKビジネス」問題への対応、それから、若年被害女性に対する居場所の確保、厚労省さんのモデル事業と、8. セクハラでございますが、昨年、緊急対策を策定したという内容になってございます。

次のページ、資料3-5でございますが、4次計画におきます成果目標と参考指標の動向でございます。暴力関係につきましては、この4つの目標、DVの相談割合、窓口の周知度、市町村配暴センターの数、性暴力のワンストップ支援センターの設置数という形になってございます。こういったところも踏まえまして、次の重点方針に何を盛り込むのかというところをいろいろ議論していただきたいと思っております。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

引き続き、内閣府より施策の取組状況や今後の予定について、お願いいたします。

○杉田暴力対策推進室長 再び内閣府でございますが、資料4をご覧いただきたいと思っております。

性犯罪・性暴力への対策の推進といたしまして、主に内閣府の場合は、ワンストップ支

援センターの関連が説明の中心になろうかと思っております。

真ん中の重点方針2018というところがございますが、ワンストップ支援センターの設置の促進、運営の安定化、質の向上ということが書かれてございます。第4次の基本計画上は平成32年中に全都道府県への設置達成という目標だったのですが、右側を書いてございますが、昨年10月、全都道府県の設置目標を前倒しして達成したというところがございます。ですので、今後は設置促進というところからフェーズを変えまして、運営の安定化、質の向上に取り組んでいくところに重点化していくというところがございます。

31年度の予算額でございますが、2.1億円、そういった支援センターの機能拡充ということで、窓口の24時間化への取組支援、拠点となる病院の整備への支援ということで、こういったところに重点的に取り組む都道府県に対して交付金を加算して出すという取組をやっているところがございます。

重点方針2018の真ん中のところがございますが、支援センターにおける実態や課題の把握と書いてございます。先ほど申し上げましたが、4次計画の設置目標を達成したということで、5次計画において新たな目標設定をしていくということで、それに向けた調査研究を今年度に行っていきたいと考えております。

一番下のところ、SNS等を活用した相談しやすい体制の充実の検討と書いてございます。特に若い女性、相談につながるハードルがなかなか高いということで、SNSを活用した相談だったり、あるいはネットパトロールをやっているような民間団体の協力を得まして現状と課題を整理して、相談対応のノウハウを30年度に取りまとめるというところがございます。

これを受けまして、31年以降、SNS等を活用した相談等を試行的に実施しまして、さらなるノウハウの蓄積を行ってまいりたいと思っております。

それから、4-5ページ目ですが、若年層を対象とした性的な暴力の根絶、いわゆるAVJK問題でございます。

重点方針2018の中におきましては、真ん中のところですが、AVJK、今後の対策に基づく取組の推進を進めていくということにしております。右側でございますが、今後の対策のフォローアップ調査結果、インターネット調査等々をやっておりますが、そういったものに基づきまして、より一層の取組を推進していくということと、まさに今、4月は被害防止月間でございます。

ページをおめくりいただきますと、4-7ページ目以降でございますが、今年の4月の月間につきましては、特に若い女性に届くようにということで、ウェブ動画広告、若者への影響力が大きい媒体、ユーチューブ、LINE、インスタグラム等々を活用して広報をやっているところがございます。

その次のページにポスター、リーフレット、それから、動画も作っているのですが、指原莉乃さんを起用いたしまして、そういった方々に対する注意喚起の広報媒体を作っているところがございます。

4-5ページに戻りまして、重点方針2018の真ん中のところがございますが、調査研究、

若年層の性的搾取に係る相談・支援のあり方の検討というものを29年度、30年度とやっているところがございます。

これを受けまして、今後の取組でございますが、先ほども申し上げましたが、SNS等のインターネットを活用した相談を試行的に今年度実施していきたいと考えております。

一番下のところ、若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実でございますが、例年11月にやっております女性に対する暴力をなくす運動を初めとした広報啓発、それから、若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ学校の先生だったりだとか、そういった人たちを対象とした研修にも引き続き取り組んでいきたいと考えております。

内閣府からの説明は以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

引き続きまして、警察庁からの説明をお願いいたします。

○警察庁 警察庁でございます。

幾つかの部局にまたがりますので、配付しております資料5に基づきまして、順次個別に御説明させていただきます。

警察庁給与厚生課の佐久と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、資料5-1「性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の適切な運用」についてでございます。

「第3次犯罪被害者等基本計画」におきまして、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられたことを踏まえまして、警察庁では平成29年度から新規に予算措置を行いまして、性犯罪被害者の方々がより相談しやすい体制を構築するため、各都道府県警察の性犯罪相談電話につながる全国共通番号「#8103」、「ハートさん」と呼んでおりますが、これを導入しております。

この「ハートさん」につきましては、これまで24時間運用の実施に向けた取組を推進してまいりました。昨年、平成30年10月時点で41都道府県にとどまっておりますが、本年4月1日現在、全ての都道府県において24時間運用を実施しております。

また、「ハートさん」の国民への更なる周知を図るため、政府広報と連携した取組を進めているほか、平成31年度予算において必要経費を確保するなどして、「ハートさん」の広報啓発の推進に努めております。

引き続き、性犯罪被害者の方々がより相談しやすい環境を構築するため、「ハートさん」を適切に運用していくほか、「ハートさん」を通じてつながる各都道府県警察の性犯罪被害相談電話の無料化について取り組んでまいります。

○警察庁 続きまして、捜査一課の横瀬と申します。

私の方は資料の5-2からでございますが、都道府県に通達した文書を付けておりますが、長くなりますので、概要を御説明申し上げます。

1点目は、性犯罪における適切な証拠保全ということでございまして、これは目的としては、性犯罪捜査において必要な証拠を適切に保全していくことと、被害の潜在化を防止

するというものでございます。

具体的な中身としましては、性犯罪捜査におきまして、薬物の使用が疑われる場合も含めて、必要な証拠を適切に保全できるように、研修の機会などを通じて都道府県警察に対して指導していくということと、被害者の方の身体等から適切に証拠資料を採取するための資機材の整備を進めてまいりたいというものでございます。

もう一点目は、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の推進ということでございまして、目的としては、性犯罪捜査の過程において、被害者の方の精神的な負担を軽減するということと、二次被害を防止するためのものでございます。

具体的な中身としましては、精神的な負担を緩和するために、プライバシーに関する配慮、被害の届出に関しての適切な対応ですとか、被害者の方の希望を踏まえた対応、それから、重複の聴取を防止するといったことに配慮した捜査を推進できるように研修の機会を通じて都道府県警察を指導するということ。あとは、被害者の方の要望に応じて対応できるように警察本部、警察署が性犯罪捜査を担当する係に専門的な捜査員、女性警察官の配置をさらに推進するとともに、こうした警察官に対する研修を引き続き行ってまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

○警察庁 警察庁少年課の高田と申します。

私からは子供の性被害防止プランに基づく対策について御説明をいたします。資料は5-6をご覧ください。

子供の性被害をめぐる情勢につきましては、児童ポルノ事案が近年増加傾向にございまして、平成30年中の検挙件数及び検挙人員が過去最多となったほか、SNSに起因して児童が性被害に遭う事案が多発するなど、引き続き深刻な状況にございます。

こうした近年の情勢を踏まえ、平成29年4月には、子供の性被害防止プランが犯罪対策閣僚会議において決定されたところです。警察庁は子供の性被害防止対策の総合調整を行う立場から、次のページにございますけれども、資料5-7のとおり、関係府省庁と連携した取組についてのフォローアップを実施しているほか、官民一体となった子供の性被害撲滅対策推進協議会を開催し、官民の意見交換等を実施するなど、子供の性被害の撲滅に向けた総合的な活動を推進しております。

また、警察の取組といたしましては、子供の性被害に係る事案に対する取り締まりを強化したほか、児童ポルノの被害状況の分析結果を踏まえまして、中学生、高校生向けの被害防止啓発用の漫画冊子や動画コンテンツによる子供の性被害撲滅に向けた国民意識の向上、都道府県警察の電話や電子メール等の相談窓口の周知による児童やその保護者等が相談しやすい環境の整備など、各種取組を推進してまいりました。

今後とも深刻な情勢にある子供の性被害を防止するため、関係府省庁や団体等と連携し、子供の性被害防止プランに基づく取組を推進してまいります。

私からは以上です。

○警察庁 生活安全企画課の石川と申します。

私からは、ストーカー事案対策につきまして御説明申し上げます。資料5－8に基づきまして御説明いたします。

ストーカー事案の現状でございますけれども、平成30年中のストーカー事案の相談等件数は2万1,556件でございます。こちらは法施行後最多となった昨年に比べて約1,500件減少しておりますけれども、依然として高水準と言えるのではないかと思います。

この種の事案につきましては、事態が急展開して重大事件に発生するおそれが非常に高く、国民の安全・安心な生活を脅かすものでありますので、対策の一層の強化が必要であると認識しております。

警察におきましては、こうした現状を踏まえまして、体制を確立してストーカー事案への対応を強化するとともに、平成28年12月に成立しました改正ストーカー規制法を効果的に運用しているほか、平成29年4月に改訂しましたストーカー総合対策に基づき、関係省庁と連携した取組を推進しているところでございます。

資料の下段でございます、平成31年度予算につきましては、未然防止のためのストーカー予防のための教育・啓発といたしまして、高校生や大学生等に配布するパンフレット等の作成経費、また、被害拡大防止のため、被害者等の一時避難の支援として、ホテル等の宿泊費用の公費負担の経費、被害者の安全確保のための資機材の整備としまして、ストーカー被害者へ貸与するためのカメラシステムの整備の経費を措置しております。

このほか、再発防止のためにストーカー加害者に関する地域精神科医療との連携といたしまして、精神科医療機関等からストーカー加害者への対応に係る助言等を得るなど、取組を行う経費を措置しております。

繰り返しになりますけれども、ストーカー事案につきましては、事態が急展開して重大事案に発展するおそれが非常に高いものですので、被害者の安全確保を最優先に、認知の段階から組織的な対処の体制の整備を図っているほか、関係機関と連携して、被害者の保護及び加害者の再犯防止のための取組を進めているところでございます。

ストーカー対策は以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

間もなく片山大臣が入室されますので、議事は一旦止めさせていただきます。ちょっとお待ちくださいませ。

(片山男女共同参画担当大臣入室)

○小西会長 ただいま大臣が到着されましたので、大臣から御挨拶をいただきたいと思えます。片山大臣、どうぞよろしく願いいたします。

○片山男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

専門調査会が第100回ということで、大変記念すべき会なのですが、いつも忙しく、やるべきことがたくさんあって、幾ら手をつけても手をつけてもというテーマではないかと本当に思うわけでございますが、その暴力に対する根絶に向けての御尽力、改めて厚く御礼

申し上げます。

初めに、3月の改選によりまして、小西委員に会長に御就任をいただきまして、新たに浦委員と中村委員に御議論に加わっていただくことになりましたので、改めてよろしくお願いいたします。

女性に対する暴力は重大な人権侵害で、安心・安全に暮らせる環境整備こそが女性活躍推進の大前提ということ、就任以来7カ月になりますが、ずっと言い続けて、さまざまな方向で今アンテナを伸ばしているところでございます。配偶者暴力もあるし、ストーカーも相変わらずあるし、性犯罪・性暴力も相変わらずやまないし、若年層への暴力もあるし、いろいろとり方はありますが、売買春、人身取引的なものもある。それから、セクハラ、マタハラ、パワハラ、何ハラ、いっぱいありますけれども、本当に課題が山積でございまして、平成13年以降、その100回の中でかなりのことを包括的に取り扱っていただいているわけでございます。

特に去年の6月からは、セクハラに関する国内外の法制度や取組状況等について、調査と御審議をいただいて、お取りまとめをいただきました。本当に深く感謝申し上げます。

そして、本日から「女性活躍加速のための重点方針2019」に盛り込む事項につきまして、4月8日、先般の男女共同参画会議で示しました策定方針に沿いまして、具体的な御議論を深めていただくことをお願いするという流れになっている次第でございます。

私も全てのところをきちんと見切れていないと常に反省しておりますが、例えばワンストップ支援センターを初め、性暴力被害者支援、これを連携も含めて充実させることですか、DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の充実ですとか、あるいは、これは官邸の会議でも今回新たに初めて取り上げられたのですが、このDVへの対応と児童虐待対応の連携、普通に考えれば誰でも想像がつくことだったかもしれませんが、去年の児童虐待問題のときにはDV対応との連携の視点がなかったのでございまして、お恥ずかしいけれども、出てきただけでもましかなと思っております。これに更に力を入れてきちんといい形にしていかなければならないということは、当面、私の乏しい想像力の中で思っている次第でございます。

皆様の豊富な御知見によりまして、これらにつきまして、精力的な御議論をいただいて、おまとめをいただくことを私からはお願いを申し上げたいと思います。

今日は本当に大変ありがとうございます。

○小西会長 片山大臣、ありがとうございます。

なお、片山大臣は公務の御都合で、ここで退席されます。本当にどうもありがとうございました。

○片山男女共同参画担当大臣 今日にはまた視察もしてきます。

○小西会長 よろしく願いいたします。

(片山男女共同参画担当大臣退室)

○小西会長 続きまして、法務省から御説明をお願いいたします。

○法務省 法務省でございます。

法務省も説明内容が各部局にまたがりますので、担当から順次御説明させていただきたいと思います。

私は法務省大臣官房秘書課の吉田と申します。

私からは、刑法の一部を改正する法律における衆議院・参議院の各法務委員会の附帯決議及び附則第9条などで求められております性犯罪に関する各種調査研究につきまして、法務省の取組状況について御説明させていただきます。

資料につきましては、法務省としましては資料6となっておりますが、私からは資料6-1に基づいて御説明させていただきたいと思います。

「1 性犯罪被害者の心理等についての調査研究」の「心理学的・精神医学的知見等についての調査研究」について御説明いたします。

法務省におきましては、昨年度である平成30年度に性犯罪の捜査・公判の十分な経験を有する検事が研究員となりまして、精神科医等の指導・助言を受けつつ、性犯罪被害者の心理や行動についての心理学的・精神医学的知見を得た上で、これらの知見を踏まえて、過去の性犯罪の事例を分析する法務研究を実施いたしました。今後につきましては、この研究結果を全国の検察官等に周知するなどして、捜査・公判等の実務に活用させる予定であります。

続いて「2 性犯罪等被害の実態把握のための調査研究」の中で、「第5回犯罪被害実態（暗数）調査」について御説明させていただきます。

法務省におきましては、平成31年1月から、性犯罪被害の暗数を含む犯罪被害の実態の調査を行いました。この調査につきましては民間事業者に委託して行ったものでありまして、現在、法務省におきまして、調査結果の集計作業を行っているところです。

この調査につきましては、衆議院・参議院の附帯決議の趣旨も踏まえまして、前回は2012年に実施しているのですが、前回調査から調査対象人数を増やさせていただきますとともに、調査方法を郵送によるものから、より信頼度が高くかつ高い回収率が得られるであろう訪問調査に変更いたしました。

また、質問項目につきましても、被害者団体からいただきました御意見を参考にさせていただきまして調査票を作成いたしましたほか、被害者の心情に配慮しまして、性犯罪やDV等の被害に関する質問につきましては、訪問員による聴取ではなく自記式、自ら書いていただく方式による調査票を用いまして、オンラインまたは郵送による回答も可能とさせていただきます。

法務省としましては、本年度中に集計結果を分析しまして、「犯罪白書」や研究部報告などで公表する予定であります。

一部飛びまして「4 性犯罪に関する罰則の運用状況等についての調査」について御説明させていただきます。

法務省におきましては、先ほど言いました改正後の刑法の規定の施行状況などを調査す

るとともに、性犯罪に関する外国法制の調査等を継続的に実施しております。その中で、改正によって新設されました監護者わいせつ罪と監護者性交等罪、これらにつきましては各罪の致傷罪も含むものでございますが、その適用状況について、調査の結果、法務省が把握している限りではございますが、平成31年1月末時点での起訴人員と起訴件数につきましては、監護者わいせつ罪でいえば32名40件、監護者性交等罪でいえば57名67件と把握しているところであります。今後も調査を継続予定でございます。

最後に、資料に記載はございませんが、法務省としましては、刑法改正法の附則第9条に基づく取組としまして、施行後3年を目途として実施します施策検討に資するよう、「実態調査ワーキンググループ」を設置してございまして、省内各部局が実施する各種調査研究の有機的連携等を図るとともに、性犯罪の実態把握のためのヒアリングなどを行っております。これまでに昨年度までで6回の会合を開催しまして、性犯罪被害者の方々やその支援を行っている弁護士の方、また、性犯罪加害者の処遇に携わっている専門家からのヒアリングなどを実施しております。

今後もさまざまな立場の方からのヒアリングを継続的に行うなどしまして、今後の施策の検討に資するよう、性犯罪の実態の把握を着実に進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上になります。

○法務省 続きまして、法務省人権擁護局、濱田と申します。よろしくお願いたします。

女性への暴力の根絶というテーマで話をさせていただく中で、近年は被害者の若年化傾向が顕在化しているところでございます。人権擁護機関としても、とりわけ若年層を対象とした取組も極めて重要だと認識しておるところでございます。法務省の人権擁護機関といたしましては、まず、より利用しやすい相談体制の構築が重要になるかと思ひ、取り組んでおるところでございます。

資料6-5からになります。オレンジや黄色の資料になります。こちらの資料でございますが、子供の人権問題に関する取組についてまとめさせていただいているものでございます。先ほど申し上げたとおり、若年化傾向にある被害に対応するため、法務省の人権擁護機関では、まず「子どもの人権110番」、これはフリーダイヤルでございますが、常設のフリーダイヤルを設けて、常時相談を受け付けているところでございます。

こういった相談については、相談の強化週間なども設けまして、周知を図り、相談を受け付けるというところでございます。

また、電話だけではなくて「子どもの人権SOSミニレター」という取組もございます。これは全国の小学校、中学校に便箋付きの封筒、1枚の紙なのですけれども、書いて折り畳んでポストに入れば最寄りの法務局に届くという便箋兼封筒を用意して、相談を受け付けているところでございます。

また、「子どもの人権SOS-eメール」というメールでの相談も受け付けており、近年のSNSの普及などにも対応するため、昨年度から、ウェブチャット方式によるSNSを利用した人権相談の試行を始めており、こういった取組もしているところでございます。

また、一番下、人権啓発活動でございますが、人権啓発活動というのは、今回のようなテーマの切り口であれば、子供に対しては、被害者にならないためにどういった注意が必要なのかということが中心になります。このテーマについては、啓発冊子をつくったり、その啓発冊子を当然配布させていただいて、その中で講演などで周知を図るというような取組もやっております。

2つ目の資料、こちらは女性専用の電話でございます。「女性の人権ホットライン」というものを設置してございます。「0570-070-810」、我々は「ゼロナナゼロのハートライン」と呼んでおるのですが、先ほどハートさんの話もありましたが、こちらでも女性の人権について相談を受け付けているところでございます。DVであるとかセクハラなどについての相談も常時受け付けているところでございまして、昨今ではリベンジポルノであるとか、AV出演強要などについての相談も受け付けているところでございます。

こういった相談、例えばインターネット上の情報についての御相談などがございましたら、調査をして、関係機関と連携して削除要請をするなどという取組もやっているところでございます。

このほか、相談を受け付ける職員、また、全国に1万4000人おりますが、人権擁護委員、こういった方々の研修なども毎年行っておりまして、相談の窓口に来られた際にきちんと対応できるように、そういった研修もやっているところでございます。

人権擁護局からは以上でございます。

○法務省 法務省刑事局の大塚と申します。よろしくお願いいたします。

検察を所管する立場から、現在行っております、検察、警察、児童相談所との連携の取組につきまして御説明申し上げたいと思います。

資料は右肩6-7と記載がある文字ばかりの資料なのですけれども、そちらをご覧いただきながらお聞きいただければと思います。

既に御案内のとおりかもしれませんけれども、児童が性犯罪を含む犯罪被害者等になった事件で、児童から話を聞かなければならないというときには、児童相談所、警察、検察が、それぞれ必要に応じて話を聞き、事実関係について把握をしていく必要があるわけですが、繰り返し児童からお話を聞くことになれば負担が非常に重くなることもありますし、また、繰り返し話を聞くことによって、その話の内容、供述と言いますが、供述の信用性等にも影響が及ぶという指摘があるところでございます。

検察、警察、児童相談所におきましては、この資料に書かせていただいておりますとおり、平成27年10月より代表者聴取、協同面接という言い方をしますけれども、まず、児童から事情聴取をするに先立ちまして、関係機関が連携をし、聴取する内容ですとか、聴取する方法などについて協議を行った上で、その代表者となる機関が代表して児童から聴取をするという取組を行っております。その場合は、聴取をしない関係機関につきましては、バックヤードで聴取の状況などを確認し、聴取内容などについて適宜助言をするなどしてサポートする。こういった形でなるべく児童の聴取の回数を減らすということを取組とし

て行っております。

これは昨年の重点方針2018にも同様の施策が盛り込まれているところではございますけれども、そのため、法務省としましては、この事情聴取をするための人的・物的設備のためにその取組を進めるべく準備を行っているところでございますし、そのための施策を進めているところでございます。

また、この資料6-7に記載しておりますとおり、一度そういった形で事前の協議を行った機関相互におきましては、その後、捜査を継続し、または児童相談所の業務を遂行するに当たりまして、それぞれ必要な情報につきまして相当な範囲で共有し、相互の業務が充実するような形で進むような取組ということで、関係強化、連携強化を進めているところでございます。

引き続き、同様の連携強化をより一層充実させていきたいと思っております。

以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

引き続きまして、厚生労働省から御説明をお願いしていいですか。

○厚生労働省 引き続き、厚生労働省から説明をさせていただきます。

私、子ども家庭局の笹田と申します。よろしくお願いいたします。

お手元の資料の番号で申し上げますと、資料7になります。資料の表題が「若年被害女性等支援モデル事業」と記載の資料でございます。

こちらは2018年版の重点方針におきましても、若年被害女性等に対するアプローチの仕組みに関する検討という形で項目が盛り込まれておりますが、そういった点を踏まえまして、厚生労働省におきまして、昨年度予算、平成30年度予算におきまして創設をした事業になります。

内容としましては、若年被害女性等に対して、公的機関と民間支援団体が密接に連携しまして、アウトリーチによる相談支援でありますとか、居場所の確保等を行う事業という形になってございます。

資料の中段、モデル事業のイメージを書かせていただいております。事業の内容としましては、4つの要素で構成しております。1点目としましてはアウトリーチ支援ということで、具体的には夜間における見回りでありますとか声かけ、あるいは電話、メール、LINE等による相談支援の実施となっております。

資料の下段にございますが、2点目としましては関係機関連携会議の設置ということで、公的機関と民間団体とが密接に連携して相互に情報共有を図るための会議を設置、この2つの内容を必須の事業としておるところでございます。

資料の中ほどにございますが、3点目としましては居場所の確保ということで、一時的に利用できる「安心・安全な居場所」を提供いたしまして、食事の提供でありますとか日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援というものを実施してございます。

最後、4点目としましては自立支援ということで、居場所での支援が長期化するような

場合におきまして、自立支援計画等を策定した上で、学校や家族との調整でありますとか、就労支援といった内容の支援を提供する形になってございます。

資料には記載ございませんが、現在の実施状況としましては、平成30年度の内容になりますが、昨年10月から東京都で3団体、東京都から事業の実施の委託を受けまして、展開していただいております。実施の地域といたしましては、渋谷、秋葉原、池袋、新宿等を拠点といたしまして、街頭の見回りでありますとか声かけ、夜間巡回バスでの相談対応等を行っていただいております。

来年度におきましても、厚生労働省としましては、引き続きこちらのモデル事業を実施してまいりたいと考えておりまして、現在、来年度予算の内容について、検討調整を行っております。

今後におきましては、このモデル事業の展開を通じまして、全国標準のモデルとなるような支援体制のフォーマットの作成につなげてまいりたいと考えてございます。その上で、全国への事業の横展開というものを図ってまいりたいと考えております。

厚生労働省の説明は以上になります。

○小西会長 ありがとうございます。

以上で関係省庁からの説明を終わりますが、とても盛りだくさんだったので前の方を忘れるということもあるかもしれませんが、資料も見ていただいて、御意見や御質問がございましたら、どうぞお願いいたします。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 ありがとうございます。

実は支援をしている児童に対する性虐待のケースなのですけれども、児童が教師から被害を受けまして、最終的に気持ちが悪いと言って逃げ出して、何とか両親に打ち明けたということが事の始まりだったのです。強制性交等罪で起訴されまして、もうすぐ公判が始まるわけなのですけれども、教育委員会と交渉しておりまして、再発防止をどうしたらいいのかということで、3回、4回ぐらい話し合っております。

私たちのほうは、大人がいろいろな対策をすることは当然やらなければいけないことだということで、今日も各省庁から色々な対策が出て、こういうことがみんな実施できたら本当になくなるのかなと思う反面、もう一つ、何が足りないのかというと、子供がノーと言える力をどうつけるか。嫌なことに対して嫌だ、やめてほしいとどう言えるのか。そのためには、性暴力というのは、子供の自分の体がプライバシーであり、胸も自分たちの性器も大変大切なところであるということをきちんと教えていって、触らないで、やめて、私のプライバシーを侵さないでと言えるような教育をする必要があるのではないかと思います。

そこが欠落しているというか、対策の中で、子供自身が被害を受けることによって、成長に応じて自分の被害が何であったかを学習していくという非常に辛い体験をすると思うのです。ですから、教育委員会でそういう話をしたら、何と言われたかということ、文科省

は性教育を禁止していますから、やれないのですと言われたのです。

ですから、色々な省庁がこういう努力をしているのに、文科省は子供たちに対して必要な性教育をできるだけ早く開始すべきではないかというのが意見です。

○小西会長 ありがとうございます。

子供に対する性教育というと、まだ色々と誤解があるのかもしれませんが、被害の防止の教育というのはとても必要なことだと思います。今、さらに何かございますか。

御意見としてとりあえず伺っておくことになってしまいますけれども、よろしく願いたします。

種部委員、どうぞ。

○種部委員 ありがとうございます。

まず、内閣府のほうから、ワンストップが全県配置になりましたので、目標よりも随分と早く到達をし、これから質を上げるということで、機能充実ということを掲げられています。大変期待しております。

その中で、できれば24時間化ということをやっているかと思うのですが、24時間、なかなか各都道府県で支援員をみずから準備しているとか、人のやりくりでとても困っていると思います。富山県は私が取り組んでいる中では、電話のみという機関を使ったりしてやっているのですけれども、どうしても予算が減っていきますと削られるということで、お金と人の配置で大変苦労しています。

これは全国にできたのですから、一つの共通ダイヤルにするとか、できるだけそういうスケールメリットを利用させていただくことはできないか。例えば内閣府のほうで24時間のホットラインをつくり、一番近いところのワンストップにつなぐ形にできるような体制をとっていただければベストかなと思います。次の課題としてぜひ掲げていただきたいと思います。

それから、ワンストップに相談をした人の被害者の医療費等の支援が経費の対象として出ていますけれども、医療費支出の基準ですね。支援員がこれは性暴力だと判断した場合は全て捻出していただくとか、そういう形をとっていただきたいと思うのですが、幾つか関わっているものを見ていると、そこにジャッジが入ってしまうということで、基準を設けるのはいかがかなと思うので、どういう場合には支出していいとか、どこまでやるのか。特に24時間共通にするような場合などには都道府県によって運用が違うとか、残念ながら被害に遭ったのはほかの県だったのでお金が出ないとか、そんなことのないようにと思います。

もう一つは、その後、できれば警察に届出をしていただいて、悪い人は悪いとして罰していくのが望ましいと思うのですが、届出をするまでの間に心のケアが必要です。カウンセリングは届出をしてからではなくて、届出をする前にできるだけ手厚くという思いがありまして、それについてカウンセリングの費用を捻出するところにも明確な基準が必要ではないかと思います。のべつ幕なし全員にとりますと莫大な費用がかかりますの

で、そうならない基準を何か設けていただければと思います。

もう一つは、警察庁の方とかぶる部分ですけれども、検体の保管ですね。今、証拠保全をできるだけ早くやって、ワンストップの場合は匿名でまずカウンセリングをやり、御本人がこれは警察に届出をしますというまでの間にタイムラグがあるので、ワンストップで検体を保管するというをとっている施設があるかと思います。

それから、都道府県によっては、私のクリニックでは警察庁のモデル事業にかかわらせていただいたので、警察のほうで匿名で保管をしておき、後で被害届を出されるときにリンクをするというすごくいい事業だったと思うのですが、それは去年で終わっていると思うのです。

その結果を踏まえて、警察庁の方でもいいのですけれども、検体をワンストップの方で保管するというのは莫大な費用がかかります。そして、証拠能力という意味で、拠点型の病院でというのでは可能かもしれないですけれども、その証拠の能力を法廷の場では争うことになりますので、できれば警察のほうで保管する形で、そちらに費用をつけるなど、そこは連携といいますけれども、具体的な運用方法を全ての都道府県で同じ形にさせていただきたいと思います。

最後、法務省の方へです。協同面接が通知を出していただいてこれから運用ということだそうですが、今、確かに監護者性交等罪ができましたので、今年が一番大きな課題だと思っています。

既に幾つか事件が挙がってきていると思うのですが、監護者性交等罪ができて何が一番大きく変わったかといいますと、協同面接をするまでに性交があったかどうかを証明するのが検体なのです。DNAになってきます。そういたしますと、DNAの証拠採取をするまでの時間は非常に限られた短い時間の間でなければ証拠保全ができません。そして、それより前に協同面接がされるべきだと思うのです。

医療機関に先に来られて、そこで私たちが余計なことを聞いてしまうと、せっかく協同面接という仕組みがあるのにそこにバイアスをかけてしまい、協同面接の中の供述自体の信頼性が失われてしまうということがあります。協同面接をまず真っ先にやっていただいて、そして、DNAの検体が保たれている非常に短い時間しかないと思うのですけれども、できれば2日以内とか、一日も早く証拠採取にということで、順番をかえるような取組をしていただきたいと思います。今、協同面接まで時間がかかり過ぎていると思うのです。

特に警察のほうにすぐに届出をされた場合は、比較的早く警察官の方が対応されるのですけれども、児童相談所から来た場合は、児童相談所の方がまだ監護者性交等罪というものに対してリジェクトされているところがありまして、警察に届ける前に一度話を聞きたいとか、そこでバイアスをかけてしまうことが現場では起きています。今挙がってきている案件のそれぞれをまた調査されると思うのですけれども、運用としてできるだけ先に協同面接が入る。そして、その後に証拠採取が入る形に持っていけるように御尽力いただきたいと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

幾つか上げていただきまして、一つは内閣府、一つは警察庁に御意見を伺ってみるべきかと思えます。

お願いします。

○杉田暴力対策推進室長 御意見ありがとうございます。

24時間化対応につきましては、これから重点的に取組を進めていかないといけないところであろうと考えております。ただ、地域の実情はさまざまですので、比較的被害件数が少ないところに24時間相談員を窓口に張りつける必要があるのかどうかというところ、そういうところはいろいろなやり方があるのだろうと思っております。

地域によりましては、そういった意味で夜間はコールセンターを活用する方式をとっていたり、あるいは携帯電話を持って必要な連絡体制を確保するというやり方、色々あるのだろうと思っております。そういった地域の実情に応じた取組が進むように支援していきたいと考えております。

御指摘のございました共通ダイヤル化についてでございますが、これもまさに47都道府県の設置が終わったということで、非常に取組まないといけない課題だと考えております。DV相談ナビ、これはまさに47都道府県への中核的なセンターにつなげるような共通ダイヤルでございます。同じような仕組みが性暴力ワンストップ支援センターにも導入できないかどうかというところを今年度、来年度以降、調査研究の中で考えていきたいと思っております。

医療費支援についてでございますが、基準を置くべきという話でございました。交付要綱におきましては、医療費の公費負担につきまして、やむを得ない事情により警察に相談することができなかったことによって、警察による医療費等の公費負担制度が適用されない被害者に対して医療費等を負担する形になってございます。そういった意味で、これ以上の具体的な基準はないのですけれども、逆に申し上げますと、地域の実情に応じて柔軟に使えるような制度設計になっているのだろうと思っております。

医療費につきましては、執行率がそれほど高くなくて、2割ぐらいになってございます。自治体でも足りなくならないようにということで、ある意味多めに要求しているところはあるのだろうと思っております。執行率がそういう状況にあるのだということも踏まえて、今の点を考えていきたいと思っております。

それから、心のケアにお金がかかる、カウンセリング費用の関係、これも基準を設けるべしというお話がございました。今の医療費負担の中でカウンセリング費用も公費負担できる立て付けになってございます。今申し上げましたとおり、カウンセリング費用も含めて執行率がなかなか伸び悩んでいる状況でもございます。こちらのほうも限定は特に、都道府県の実情に応じてある程度の裁量を持って執行できるような仕掛けにはなっております。今いただいた御指摘も踏まえて、こういった対応が考えられるのかというのを来年

度以降、また交付金の拡充を考えていく中で考えていきたいと思っております。

検体の保管の関係でございますが、確かに検体の保管にはお金がかかるということで、交付金の中では証拠保管用の冷凍庫などの購入にかかる経費も手当てしていたところがございます。ただ、警察での保管となりますと、また警察のほうで検討を要するところはあるのだらうと思っておりますが、いずれにしましても、ワンストップ支援センターで保管されている検体につきまして、適切に取扱いがなされるようにということで、警察との連携ということは、内閣府の立場ではしっかり図っていきたいと思っております。

○小西会長 警察庁、あるいは協同面接だと法務省ですか。何かございましたら、お願いします。

○警察庁 警察庁でございます。

検体の保管ということでございますが、性犯罪証拠採取キットを、これまで試行の結果等も踏まえて医療機関などにも置いていただけるということで、取組を進めているところがございます。ただ、なかなか全国全てのところに置いていないこともありまして、まずは拡大をして、どんどん全都道府県できちんとした保管をしていただくという取組を進めるとともに、委員御指摘の件につきましても、現時点でも進んでいないところもありますので、今後の課題として、どういうやり方がいいのかも含めて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○法務省 法務省でございます。

先ほどの私の説明にわかりにくい点があったかもしれず、改めて申し上げますが、代表者聴取、協同面接の取組そのものは、平成27年10月からでございます。その後、事情聴取室などの整備も進めているのですが、未整備の部分もありまして、その点につきましては、設置に向けた準備を今行っているということでございまして、取組自体は平成27年からやっております、運用としてはかなり定着しているところがございます。

委員から御指摘がございました協同面接の時期、実施のタイミングにつきましては、これは協同面接を行うこととした趣旨として、児童の負担軽減に加えて供述の信用性確保という話も申し上げたところでありまして、もちろん記憶は新しいうちに聞くにこしたことはない。その点の重要性につきましては、十分理解しているところでございます。

その上で、個別の事案におきまして、どういった事情が認められるのかということはそれぞれでありますので、この場でこういった取扱いを一律という形にはなかなか申し上げられないところではございますけれども、証拠保全の必要性、それから、児童から話を聞くことの重要性に思いをいたして、現場としてしっかりと取り組んでいくものと考えております。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、今、お手を挙げていただいた5名の方、手短かにぜひそれぞれ御質問をいただければと思います。

そうしたら、御発言が初めての山田委員から、どうぞ。

○山田委員 2点ありまして、まず、意見から話させていただきますと、ここで挙げられたDVとかセクハラとかストーカーとか性犯罪とかJKとかは、全部つながっているものだと私は思います。児童虐待とDVがつながっているというときは、それで連携するというときは、どちらに相談してもワンストップで両方解決できるような仕組みをつくるのが一つの目的だと思います。

私は2004年からこの委員会に出ておりまして、そのときはワンストップと言っても全く誰にもわかってもらえなかったのが、DVに関しては、やっと一つのところでワンストップになっていったのだと思います。

例えば、DVで別れた後にストーカーになったりとか、離婚した後にストーカーになったりとか、さらに、最近報道でありましたけれども、就活生がストーカーに遭って性犯罪に至る。結局被害者にとっては、どこに相談すればいいのかなど。就職活動でリクルーターがストーカー化してといった場合は、労働局なのか、企業に行っているのか、直接警察に行かなくてはいけないのか迷うところが問題ではないかと思います。何かこういうものを広い意味でのワンストップで相談できるようところが将来的にできればいいなと思っております。それがまず意見です。

質問なのですが、強制性交等罪に関する御質問なのですが、皆さん御存じだと思いますが、最近の報道などで強制性交等罪で無罪が相次いでいる。被害は認定されたけれども、加害者のほうが合意だと思った。これは多分強姦罪の時代からあったと思うのですが、相手が合意していると思ったという形で加害者が無罪になる事件が下級審で相次いでいるという報道を耳にしたもので、前年度は諸外国では過失のセクハラ罪、こちらの犯意がなくても相手に被害があれば過失として扱うというようなものを検討している国もあるとお聞きしました。多少検討はされているのだと思いますが、そういう方向はあるのでしょうか。

もし調査を試みられるのであれば、加害者なのだけでも、無罪になった人とか、そういう人たちに対する調査も必要なのではないかと思っております。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

非常に広い視野からの御質問で、一つひとつにお答えしていただくのがなかなか難しいので、実はこの後25分ぐらい、全体で「女性活躍加速のための重点方針2019」のほうに御意見をいただこうと思っていたのですが、今のお話を聞いても質問と御意見が一緒にありますので、両方合わせて今の時間を使わせていただくということでやりたいと思います。

今の御意見に対して何かございますか。

○法務省 法務省でございます。

先ほど法務省から説明させていただきましたとおり、刑法の一部を改正する法律の附則9条に基づきまして、法務省としましては、実態調査ワーキンググループを立ち上げまし

て、まずは実態調査をやっていくということでございます。そういった結果、そのワーキングの結果なども踏まえまして、その上で様々な観点から性犯罪については検討していきたいと考えております。

○小西会長 ありがとうございます。

続きまして、原委員、どうぞ。

○原委員 内閣府と警察庁にあります。まず、女性に対する暴力の実態の把握ですね。これは成果目標が掲げられていたり、私たちも成果目標を考えたりするのですが、実態把握がすごく難しく、そういうデータのあり方検討というのが具体的にお考えの線があるのかをお聞きしたい。

種部委員からもありましたワンストップ支援センターの24時間化、これは相談の24時間化であろうと思うのです。これを幅広く外部委託などをすると、相談の質が低下する可能性もありますので、夜間の相談をいかに大切に扱うのかということも含め御検討いただきたいと思います。

警察のほうでの犯罪捜査のいわゆる二次被害については随分聞かなくなったのですが、それでも被害届を出そうとする被害当事者に対して、「合意ではないのか」という発言がいまだに聞かれます。研修も重ねて行っておると思いますが、そこのところは実態がまだまだありますので、そこをぜひ考えていただきたいと思います。

最後に、DVが悪化したものがストーカーということで、私たちはストーカーもあわせてかかわることになるのですが、この資料5-8ではDV対策との連携が見えないので、そのあたりの視点もぜひ取り入れていただきたいと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

内閣府、警察庁、お願いします。

○杉田暴力対策推進室長 御意見ありがとうございます。

まず、データのあり方検討についてでございます。御指摘の件、昨年の専門調査会の場合でも、データの全体像が見えないだったりだとか、色々な御意見をいただいたところでございます。

5次計画に向けまして、色々な成果目標、市町村配暴センターのことだったり、ワンストップ支援センターのことだったり、データをぶつ切りで分析するわけにもいかないと思っております。今年度の官官・官民連携促進事業の中で、毎年検討会を設けてその時々的重要課題について検討することになってはいるのですが、今年度の検討の中におきましては、そういったデータの的なもの、全般的にDV対策はどれくらい進捗しているのかだったり、全般的な質の問題だったり、その辺は一つ検討項目としてやっていかないといけないかと思っておりますので、そのような形で対応していければと思っております。

ワンストップ支援センターの24時間化、外部委託によって質の低下の懸念ということがございました。まさにおっしゃる趣旨はよくわかります。一部、そういった外部委託をし

ているところで、なかなか被害に寄り添った対応ができていないという声、指摘も聞いたことがございます。そういったさまざまな懸念も踏まえた上で、外部委託のあり方も一つの可能性論として検討していかないといけないかなと思っております。

24時間化というのは、相談の24時間化かという話もございましたけれども、先進県の佐賀でまさにやられているとおり、中長期の相談につきましては24時間やっている必要があるかという、必ずしもそうではないという指摘もあると思います。24時間やらないといけない対応といいますのは、まずは急性期の対応だと思っておりますので、その色分けをしつつやっていくことも、先進県の原委員のところのやり方も参考にしつつ考えていきたいと思っております。

○小西会長 お願いします。

○警察庁 警察庁でございます。

被害者の方の二次被害等を含めたということで、研修も行っているところではあります。が、全てこの研修でいいわけではないと思いますので、内容についても、刑法改正以降、新たに被害者の心理に関する講義などもやっておりますが、今後も充実強化とか、内容の見直しも含めて考えていきたいと思っております。

また、警察官の対応等につきましては、取りまとめについての調査研究なども行ってきたいと思っておりますので、そういうことも引き続きこれから行っていきたいと思っております。

○警察庁 ストーカーの関係でございますけれども、DV、ストーカーともに、被害者の人身に関する危害が加えられるという非常に危ない重大事案に発展するおそれが高いということは認識しておりますので、認知の段階から、刑事部門と生活安全部門が共同して対処できるような組織づくりに取り組んでいるところでございますので、引き続き段階に応じて必要な対策や支援を行ってまいりたいと考えております。

○小西会長 よろしいですか。

納米委員、お願いします。

○納米委員 ストーカーの対応について、申し上げたいことがあります。

先ほどの御説明にもありましたように、ストーカーの事案は、事態が急展開する場合も多く、重大な結果を招く危険も考えられるのでという認識のもとに、当事者を物理的に隔離することを基本に進められていると承知しております。そのために、本日の資料にもございますように、被害者等の一時避難の支援として、その費用も補助するというも行われていると承知しているのですが、物理的に隔離しにくい場合があると思うのです。

また、物理的に隔離することによって、被害者側が不利益を被ってしまう場合があります。例えば、同じ職場の人からストーカーの被害に遭った場合は、警察によって被害者も出社しないようにという指導がある場合がございます。職場を休まざるを得ないということになり、職を失うことにもつながりかねません。上司にも事情を話さざるを得なくなってしまう。そうしたことも被害者側にとっては不利益です。加害者側が出勤しないよ

うにできればよいことなのに、被害者側にも不利益が及ぶような対応がなされている場合があるので、その点について御配慮いただきたいと思います。

○小西会長 とりあえず、それは今御意見として伺っておくということによろしいですか。

企業内などですと、ハラスメントの枠組みなども使えるかなとは思いましたが、今後の課題として考えていきたいと思います。

続きまして、木幡委員、どうぞ。

○木幡委員 フジテレビの木幡です。

私も意見として受け止めていただければいいのかなと思うのですが、全体を見ていて、被害を受けた人を支援するための取組は色々ときめ細かに行われ始めているのかなと思うのですが、そもそも暴力を減らすための施策が少ないように思うのです。重点課題にそういったことをもう少し盛り込む、強化することは可能なのでしょうか。

私たちがやらなければいけないことは、暴力自体を減らすことだと思いますので、なぜこんなに女性に対する暴力が一向に減らないのか、なぜ起きてしまうのか。そのあたりの分析ですとか、被害者に与える影響が非常に大きいのだということが余り認知されていないのではと。そのあたりの啓発です。

あとは、最悪は命が奪われるケースもありますので、もう少しそのあたりを重要視していただいて、このチームで目指すのは女性に対する暴力がない社会、それはなかなかすぐにはできないかもしれませんが、毎年のデータがどんどん伸びているようでは、私たちがやっていることが功を奏していないというか、敗北ではないかと、毎回そういうニュースを見るたびに思ってしまうのですが、そのぐらいの意識で、少しでも改善に向かうように、加害者を減らすことにも重きを置いていただければと思います。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、可児委員どうぞ。

○可児委員 私からは質問が2つと意見が1つになります。

質問ですけれども、まず1つ目が警察庁の関係です。資料5-8の下の方に再発防止とあって、ストーカー加害者に関する地域精神科医療との連携という項目が出ていますけれども、具体的にどういった取組がなされているのか、あるいはなされる予定なのかを少し御説明をいただければと思います。

もう一つの質問ですが、こちらは法務省の人権擁護局ですか、そちらの資料6-5の関係なのです。人権啓発活動として「女性の人権を守ろう」「子どもの人権を守ろう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、1年を通じて全国各地で講演会を開催したといった記載があるのですが、子供の人権の侵害といった事柄に対して、例えばDV虐待を初めとした家庭内での人権侵害の問題も講演等で取り上げられているのか、それから、講演を子供対象で行った事例があるのかというのを教えてください。

最後に意見です。これは先ほど山田委員も触れられていた昨今の性犯罪の無罪の関係です。私も性犯罪の被害者の依頼を受けて代理人をすることもありますが、色々捜査に

も協力していったにも関わらず最終的に起訴されない、あるいは無罪になったというようなことが起きたときに、もう一度被害者は非常に大きなダメージを受けます。そこから立ち直るのはとても大変です。当然、法務省でも無罪判決がどういったことで出てしまったのかということは今後十分検討されると思うのですが、もしこういった無罪判決が続いているのが前回の刑法改正で積み残してしまった問題、暴行・脅迫の要件であったり、そのあたりの積み残しが原因になっているのだとすれば、3年後のいろいろな見直し等のところでも、再度の刑法改正も排除せずに議論していただけたらと思います。

以上です。

○小西会長 そうしましたら、最初の質問2つで、ストーカーの精神医療について警察庁、人権擁護局の方で法務省にお話を伺いたいと思います。

○警察庁 最初の質問でございますけれども、ストーカー加害者に対する地域精神科医療との連携の部分でございます。まず、こちらにつきましては、警察が取り扱ったストーカー加害者への対応方法や治療、カウンセリングの必要性について、精神科医等の助言を受け、加害者に受診を勧めるなどの地域精神科医療機関等との連携を推進しているところでございまして、精神科医等から助言を受ける際の謝金を補助金として措置しております。

また、ストーカー加害者への対応を担当する警察職員に、精神医学的・心理学的アプローチに関する技能や知識の向上に係る研修を受講させております。こちらはカウンセリング講座というものがあるようでして、そちらの受講という形になっております。

以上でございます。

○可児委員 警察官が助言を受けるという趣旨ですか。要するに、ストーカーの加害者に対して精神科医が診察をして何かアドバイスをすることではなくて、対応する警察官がいろいろなアドバイスを精神科の先生から受けるためのものだという理解でよろしいでしょうか。

○警察庁 失礼しました。加害者へ受診を勧めるというアドバイスも含んでおります。

○小西会長 お願いいたします。

○法務省 続きまして、法務省の人権擁護局でございます。御質問どうもありがとうございます。

全国各地で行っている講演等でございますが、まさに各地で多種多様に行っておりまして、一つ一つつまびらかに把握しているわけではございませんが、女性の人権というものと子供の人権というものは、家庭が一つのテーマとなる課題だと我々も把握しておりますので、そういった形で、各地域の実情などに応じて、こういったものが要望されているのか。こういった形の講演があってほしいなどの要望に応じて各地で取り組んでおるところでございます。一つ一つつまびらかに御紹介できないのは恐縮でございますが、そういった形で取り組んでおるといのが一つでございます。

子供を対象としたという御質問がございました。子供を対象とする講演会という形というよりも、人権擁護活動は各地の法務局、地方法務局、支局などで行っておりまして、法

事務局の職員も参加するのですが、多くの場合は、各地にいる人権擁護委員の方々に行っていただく人権教室というものがございます。この人権教室というのは何かというと、各地の小学校であったり、中学校であったり、そういったところに人権擁護委員さんを初めとする人権擁護機関の者が出張って行って、一つ一ついろいろなテーマがあるわけですが、人権というものは何かということから、こういった被害があるから気をつけようねということまで幅広くやっているものがございます。講演というよりも、一つ一つの教室、例えば、そこで使っている「あなたは大丈夫？ 考えよう！ インターネットと人権」といった冊子がございます。これは人権教室というよりも、これから高校生になる中学3年生とかによく読んで勉強してねというふうにして配布するものですが、こういった啓発冊子であるとか人権教室などを通じて、さまざまな人権施策に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○可児委員 DVの家庭で育ってくるお子さんたちだと、それが日常になってしまっているので、それがおかしいことだとか、どうもうちの中で起きていることは変だぞということに気づきにくいのです。そういったときに、そういった外の方がいて、問題点というか、それは変なのだよということの何かのきっかけを与えてあげることによって、そこに気づくこともあると思います。学校に出向くような場面では、そういったDVの問題だったりとか、虐待だったりとか、それはおかしいことなのだというのを、ぜひ子供達にも伝えるような形で、人権教室とか、そういった啓発をしていただければと思います。

○小西会長 何かございますか。

○警察庁 先ほどの先生の再質問で私の勘違いがございまして、先生がおっしゃったように、警察官に対するアドバイス用の費用でございまして、事案ごとに、この加害者にはこう対応した方がいいという形のアドバイスを受けるための謝金でございます。失礼しました。

○小西会長 直接受診するのではなくて、間接的に警察の方がアドバイスを受けるということですね。わかりました。

よろしいでしょうか。本当に未消化なものもたくさんあります。課題が非常にたくさんあることがよくわかりましたが、今回と次の1回で「女性活躍加速のための重点方針2019」の策定に向けて盛り込むべき事項全般について御意見をいただきたいと思っておりますので、次回、ぜひまたよろしく願いいたします。

それでは、今後の予定について、事務局から連絡をお願いいたします。

○杉田暴力対策推進室長 次回は5月13日に専門調査会を開きたいと思っております。

DV対策、それから、セクハラを中心として、関係省庁からのヒアリングをやらせていただきたいと思っております。

今日はありがとうございました。

○小西会長 では、以上をもちまして、第100回「女性に対する暴力に関する専門調査会」

を終了いたします。ありがとうございました。